

経済財政運営と改革の基本方針 2018
(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第 1 章 現下の日本経済

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

(1) 日本経済の現状と課題

① 経済財政の現状

5 年半に及ぶアベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、名目 GDP と実質 GDP がともに過去最大規模に拡大した。政権交代以降、景気回復は、緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、今回の回復の長さは戦後 2 番目となっている可能性が高い。

こうした中、成長から分配への経済の好循環は着実に回りつつある。企業収益は過去最高を記録し、設備投資は、リーマンショック前の水準を超えて拡大しており、製造業、非製造業ともに増加している。企業部門の改善は、家計部門に広がり、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している。有効求人倍率は、1970 年代前半以来 44 年ぶりの高さとなり、全都道府県で 1 を超える状態が続くとともに、失業率は 25 年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は 5 年で 251 万人増加した。一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

賃金は、春季労使交渉では、中小企業を含め、定期昇給を含む月例ベースで 2 % 程度の高い上昇が続いている。多くの企業で 5 年連続のベースアップが行われ、2018 年についてはその額も大半で前年を上回っているほか、賞与・一時金も前年を大きく上回る水準となっており、年収ベースで 3 % 以上の積極的な賃上げが行われている。雇用・所得環境の改善が続く下で、GDP の約 6 割を占める個人消費の伸びは、2017 年度には 3 年連続のプラスとなり、力強さには欠けるものの、持ち直しが続いている。

景気回復が長期にわたり続いていることにより、日本経済は、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。リーマンショック以降マイナス基調が続いていた需給ギャップは縮小し、2017 年に入ってプラス基調に転じている。傾向として、内外需要の増加により現実の GDP が経済の供給力（潜在 GDP）を上回って推移する状態にあるとみられる。この中で、消費者物価上昇率は、足元ではエネルギー価格の上昇等の影響があるものの、幅広い品目で上昇し、基調として緩やかに上昇している。日本銀行は、2 % の物価安定目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを目指すこととしている。

財政面では、国・地方の歳入は、2014 年 4 月の消費税率の 5 %から 8 %への引上げや景気回復の継続に伴い増加する一方、歳出は、2016 年度から 2018 年度の集中改革期間における一般歳出等の目安に沿った予算編成が行われ、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）は、2012 年度の▲5.5%から 2018 年度には▲2.9%と赤字幅が縮小する見込みとなっている。しかしながら、経済・財政再生計画（以下「再生計画」という。）¹策定当初の見込みと比べると、成長低下に伴い税収の伸びが当初想定より緩やかだったことや、消費税率の 8 %から 10%への引上げの延期、補正予算の影響により、PBの改善は遅れ²、さらに、「新しい経済政策パッケージ」³において、人づくり革命の安定的財源を確保するために、2019 年 10 月に予定されている消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。これらの要因等により、2020 年度のPB黒字化目標の達成は困難となった。また、債務残高対GDP比は、2012 年度末の 179.2%から 2018 年度末には 187.8%へと緩やかに上昇する見込みである。

中長期的な視野に立つと、人口減少・少子高齢化は、経済再生と財政健全化の両面での制約要因となり続ける。2024 年には歴史上初めて 50 歳以上の人口が 5 割を超えることになる⁴。その後も、若年人口や生産年齢人口が急速に減少していく一方、高齢者人口は 2040 年頃のピークに向け増加を続け、75 歳以上の後期高齢者の総人口に対する比率は 2030 年頃には 2 割に近づく。この中で、女性や高齢者の労働参加が進んだ場合でも、2030 年までに就業者数は減少に転じている可能性が高い。このような、人口減少の加速化、平均寿命の延伸、高齢者像の変化など様々な経済社会の変化を踏まえ、年齢による画一的な考え方やそれに基づく制度を見直す必要がある。その際、人生 100 年時代の到来を見据え、個人や企業の役割、社会保障教育、住宅政策や労働政策、さらにはマイナナンバー制度の利活用やテクノロジーの飛躍的発展との関係を踏まえた幅広い視点に立った議論が求められる。

② 今後の課題

需給ギャップが縮小しプラス基調に転じている一方で、潜在成長率は、労働力人口の高まり等により改善しているものの、労働生産性の伸びが傾向的に低下してきたことから足元で 1 %程度にとどまっているとみられ、その引上げが持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題となっている。需給ギャップの縮小は、人手不足感の高まりという形に表れ、中堅企業・中小企業・小規模事業者において特に強まっている。少子高齢化が中長期的に経済成長を制約する要因となる中で、人手不足に対処しつつ、この制約を克服し、持続的な成長経路

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 第 3 章

² 「経済・財政一体改革の中間評価」(平成 30 年 3 月経済・財政一体改革推進委員会) より。

³ 「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」における出生中位・死亡中位推計より。

を実現していくためには、質・量の両面での人材の確保とともに、イノベーション力の強化など生産性の向上により経済のサプライサイドを強化し、潜在成長率を高めていくことが急務である。

また、経済の好循環の拡大に向けては、生産性の向上を、分配面においても力強く継続的な賃金上昇、所得の拡大につなげ、デフレ脱却を確実なものとする必要がある。加えて、成長の果実を都市から地方、大企業から中小企業へ波及させるとともに、多様な働き方の下で、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、誰しもが活躍できる社会を実現することが不可欠である。

少子高齢化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、財政面においては、若年人口の減少による医療費等の減少という側面がある一方で、社会保障の支え手の減少や、高齢者の医療・介護費による歳出増加圧力を通じて財政健全化の足かせとなる。特に若年層に強い社会保障に対する将来不安や、社会保険料の負担増、教育費用など子育て負担は、現役世代の消費意欲を抑制し、個人消費の回復が力強さを欠く要因にもなっている。全世代型社会保障を確立し、その持続性を確保する観点から、歳出改革の加速・拡大を図るとともに、2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実施し、少子化対策や年金、医療、介護に対する安定的な財源を確保することが課題である。

財政健全化に向けては、これまでの目標である2020年度のPB黒字化の達成が困難となったが、PB黒字化を目指すという目標を堅持し、この「経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）」において、その達成時期を明示するとともに、裏付けとなる新たな計画を提示し、これを実行に移していくことが必要である。

（中略）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していく。

すなわち、「人づくり革命」により、人生100年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会を構築する。

「生産性革命」により、過去最高の企業収益を設備投資などにつなげるとともに、AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0」の実現を進める。

働き方改革により、誰もが生きがいを感じて、いくつになってもその能力を思う存分発揮できる社会を実現する。

また、現下の深刻な人手不足を踏まえ、専門的・技術的な外国人材の受入れを進める。

経済の好循環を地域に広げていくため、地域経済を支える中小企業への支援などを通じて地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで、地方創生を実現する。

1. 人づくり革命の実現と拡大

(中略)

(1) 人材への投資

(中略)

④ リカレント教育

(中略)

○ 生産性向上のためのコンサルタント人材の養成

大学、業界団体、金融機関、商工会議所その他の民間団体に委託し、生産管理の実務経験を有する製造業のOBやシニア人材を、生産性改善を行うコンサルタントとして育成し、派遣する。

(中略)

3. 働き方改革の推進

一億総活躍社会の実現のための最大のチャレンジである働き方改革を推進し、働く人の視点に立って、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する。このため、戦後の労働基準法⁵制定以来、70年ぶりの大改革を行う。

この際、今般の労働制度の改革は中小企業をはじめ企業活動に与える影響に配慮する必要があるため、その施行までの十分な準備期間を確保することとし、長時間労働の是正のための規定の施行は2019年4月1日（中小企業への適用は2020年4月1日）、同一労働同一賃金の実現のための規定の施行は2020年4月1日（中小企業への適用は2021年4月1日）、高度プロフェッショナル制度の創設のための規定の施行は2019年4月1日とする等の措置を講ずる。

また、中小企業・小規模事業者の労働法制に対する理解を深めるため、今般の制度改革の内容をはじめ、労働法制の周知徹底を図る。中小企業・小規模事業者がワンストップで相談できる窓口として全国47都道府県に働き方改革推進支援センター⁶を設置し、中小企業支援機関とも連携しつつ、社会保険労務士の派遣等により個別相談に当たる。労働基準監督署においては、特別チームを編成して中小企業・小規模事業者の相談に丁寧に対応するとともに、指導においては、中小企業・小規模事業者における労働時間の動向、人材の確保の状況、

⁵ 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)

⁶ 働き方改革推進支援センターでは、営利企業以外の社会福祉法人等の相談にも対応する。

取引の実態その他の事情を踏まえ、まずは自主的な改善を促す。これらの事項については、働き方改革の基本的考え方として、今般の制度改革に基づき今後策定する基本方針にも盛り込む。

さらに、中小企業・小規模事業者の労務管理面での丁寧な支援、生産性向上に資するより一層の設備投資・ITの導入、人手確保に向けた地域内外の多様な人材とのマッチングなどが促進されるよう切れ目なく取り組む。あわせて、大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、取引関係の実態把握に努めるとともに、取引条件の改善に向け、下請け取引対策の強化、産業界における自主行動計画の着実な実行と策定業種の拡大、下請Gメンの体制強化などに積極的に取り組む。

加えて、地域の実情に即した働き方改革を進めるため、「地方版政労使会議」などを活用し、地方自治体、労使その他の関係者間の連携体制を整備する。

働き方改革は、労働法制の問題だけではなく、過剰サービスの抑制により生産性を高めるなどの社会の仕組みづくりも大切であり、啓発普及を図る。

なお、裁量労働制については、現行制度の施行状況を把握した上で、対象業務の範囲や働く方の健康確保措置等について、労働政策審議会で検討を行うとともに、指導を徹底する。

(中略)

(4) 最低賃金の引上げ等

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。

6. 地方創生の推進

(中略)

(2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

地域経済の中核を担う中堅・中小企業・小規模事業者は深刻な人手不足に直面しており、量・質双方での人材確保への支援を図るとともに、生産性向上や経営に対する支援を強化する。

具体的には、人材の確保に向けて、即戦力となる中核人材の確保を支援するとともに、若者・女性・高齢者などの潜在的労働力の活用を促進する。既存人

材の育成や、経営支援機関の人材発掘支援機能の強化等に取り組む。

生産性の向上のため、「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」の活用による３年間で約 100 万社の IT ツールの導入や、生産現場への IoT・ロボットの導入・利用を促進するとともに、自動車の電動化等の新たな成長分野への進出に関する支援を行う。地域の中核企業が地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業について、各種の支援策を集中的に投入し、３年間で 2000 社程度の支援を目指すとともに、小規模企業振興基本計画⁷の改定により、地域の産業実態に応じた支援の在り方を示す。

経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させるとともに、商工会・商工会議所・よろず支援拠点などの支援機関による支援内容の充実などに取り組む。事業承継については、拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。また、中小企業・小規模事業者に関連する行政手続を簡素化する。

(中略)

第３章 「経済・財政一体改革」の推進

３．新経済・財政再生計画の策定

(１) 基本的考え方

(中略)

- ② 需給ギャップが縮小する中、600兆円経済を実現するためには、サプライサイドの強化が不可欠である。生産性革命、人づくり革命などに経常的に必要となる予算は当初予算に計上し、重点的に取り組むとともに、中長期の視点に立ち、将来の成長の基盤となり豊かな国民生活を実現する波及効果の大きな投資プロジェクトを計画的に実施する。成長と分配の好循環拡大に向け、可処分所得の拡大、企業の設備・研究・人材への継続的な投資拡大等に向けた取組を推進する。

(中略)

４．主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(中略)

(５) 税制改革、資産・債務の圧縮等

(中略)

⁷ 「小規模企業振興基本計画」(平成 26 年 10 月 3 日閣議決定)

(税制改革)

個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生 100 年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

I C T の更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する。グローバル化や I C T 化が急速に進展する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(中略)

第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方

我が国経済は、企業部門の改善が家計部門に広がり、好循環が進展する中で緩やかに回復しており、今後も、海外経済の回復が続く下で、各種政策の効果もあいまって、雇用・所得環境が更に改善し、民需を中心とした景気回復が期待される。ただし、先行きのリスクとして、通商問題の動向を含む海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等には留意する必要がある。

政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指す。2019年10月1日における消費税率の10%への引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期す。

日本銀行には、2%の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

(以下、略)